

組織の改正内容について

1. 「室」組織の改正

(1) 「考査室」の設置

本年5月の会社法施行により、業務の適正を確保するための体制の整備が求められていることを踏まえ、考査体制の強化を図ることとし、社長直属の「考査室」を設置する。

(2) 「室担任」制から「室長」制への変更

「室」における責任者をより明確にするため、現行の「室担任」制から「室長」制に変更し、「室長」が「室」全体の所管業務を管理することとする。

(3) 「部」組織の設置

「室」における「部長」の責任と権限をより明確にするため、各「室」の内部組織として「部」を設置し、「部」の責任者としての「部長」の位置づけを明確化する。

2. 「埋設事業部」組織の改正

(1) 「低レベル放射性廃棄物埋設センター」組織の部制廃止

低レベル放射性廃棄物埋設センターの業務内容・組織規模を踏まえ、同センターの内部組織である部制を廃止することとし、埋設業務部および建設部を廃止する。

(2) 「低レベル放射性廃棄物埋設センター」課の統合

廃棄体の受入れ・定置業務と検査・定置設備の維持管理を一元的に管理し、効率的な業務遂行を図るため、「埋設管理課」と「保修課」を統合し「運営課」を設置する。

以上

(参考)機構図新旧対比表

：改正箇所

